

クーポンを使ってサービスを受ける場合

例) 1,300 円のサービスを利用した場合

クーポン 1,000 円分 (500 円券 2 枚) と
残り 300 円を現金で支払う



クーポン利用者

※お釣りはできません。
端数は必ず現金でお支払いください。
※保育所等の保育料には使用できません。
※クーポンの再発行はしません。
※クーポンは切り離さず、
そのまま利用機関へ提出してください。



サービス提供者

現金を支払い、サービスを受け 後日 市役所に申請する場合



サービス提供者

- ・インフルエンザの予防接種
- ・市外の施設等でサービスを利用したとき
- ・クーポンを忘れたとき
- ・クーポンを利用できない店舗や病院でサービスを受けたとき

このような場合は後日、市役所で
申請が必要となります

①現金で1,300円支払う

②領収書をもらう

必ず記載してください!!

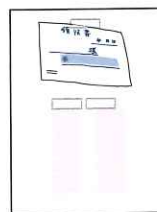
- ・サービス利用日
- ・利用児童の氏名
- ・利用サービス名
- ・サービス利用金額

③領収書と必要枚数分のクーポン
(1,000 円分 : 500 円券 2 枚) を
所定の申請用紙の裏に添付して申請する
(申請期限 : 原則、サービス利用日より1ヶ月以内)

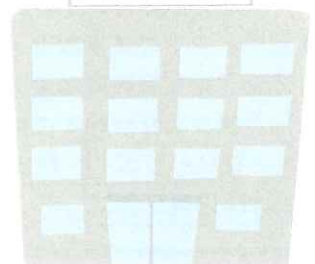
④後日、登録した口座に振込
(翌月7日締め 月末振込)



クーポン利用者



市役所



市役所

市外へ転出する場合

白杵市で配布したクーポンは使用できません。
転出先の市町村に白杵市で配布したクーポンを持参して、新たに申請をしてください。